

2025年3月27日発行

蝶理グループ コンプライアンス・ポリシー



社長メッセージ

企業にとって、コンプライアンスは、法を守る
ことだけではありません。企業活動において、法律
として明文化されていない、社会の常識や良識に
従った判断を行うこと、「当たり前前を当たり前
前に」行うことを意味します。



法令違反そのものだけでなく、昨今は、問題発生時に企業がとった対応や、人権に
対する考え方などもコンプライアンスに含まれるようになり、求められるコンプライア
ンスの範囲は、どんどん拡大しています。さらに企業のコンプライアンス違反に対する
社会の目も厳しさを増し、情報は SNS 等で一気に拡散、批判され、内容の正確性に関わ
らず、あっという間に企業が信用を失うケースが多く見られます。また、一度失った
信用や毀損したイメージは回復が困難なことで、企業活動の最大のリスク要因となっ
ています。

ステークホルダーに選ばれる会社となるため、私たちが築いてきた企業価値を将来に
繋ぐため、コンプライアンスは最も重要なファクターであり礎です。私たち全員が
リスクに対する価値観を合わせ、知識を持つこと、一人ひとりが責任ある行動をとる
ことが重要です。

皆で、より良い蝶理グループをめざしましょう！

蝶理株式会社 代表取締役社長

迫田 竜之

目 次

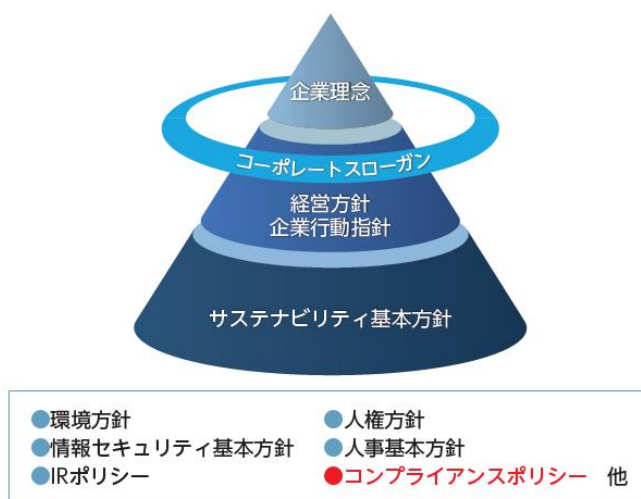
■社長メッセージ	2
■第Ⅰ章 コンプライアンス・ポリシーの考え方	4
■第Ⅱ章 コンプライアンス推進体制	7
■第Ⅲ章 「蝶理グループ コンプライアンス・ポリシー」	9
1. 人権尊重および差別・ハラスメントの防止	
2. 安全保障貿易管理を含む貿易関連法令等の遵守	
3. 公正な競争行為	
4. 贈収賄防止	
5. 情報管理	
6. インサイダー取引の防止	
7. 環境保全	
8. 適正な経理処理・税務申告および情報開示	
9. 反社会的勢力への利益供与の禁止	
10. 製品安全の管理と品質の保証	

第I章 コンプライアンス・ポリシーの考え方

1. コンプライアンス・ポリシーとは

これまで蝶理では、「企業行動指針」をはじめとするコンプライアンス体制に関する規程を制定し、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の行動規範としてきました。

この度、蝶理グループ全体で共有すべきコンプライアンスの基本的な考え方を示すことによって、グローバルに展開するグループ各社の役員・従業員等一人ひとりが、いかなる場面でも、その場で求められる法令やルール、社会規範を遵守して行動できるように、「蝶理グループ コンプライアンス・ポリシー」を策定しました。



■ 企業理念 ■

私たちは地球人の一員として、公正・誠実に誇りを持って行動し、顧客満足度の高いサービスを提供し続け、より良い社会の実現に貢献します。

■ コーポレートスローガン ■

あなたの夢に挑戦します。

英語：(We are) Making your dreams come true.

中国語：挑戰你的夢想

■ 経営方針 ■

- ①高機能・高専門性を基盤として常に進化する企業集団を目指す。
- ②顧客満足度向上を第一義とし、景気変動に左右されない強固な事業体質を作り上げ、「利益ある持続的成長」を実現する。
- ③自ら提案し、自ら創造し、自ら開拓する「自力・自立の経営」を旨とする。
- ④「信用と確実」を旨とし、浮利を追わず、投機的取引を行わない。
- ⑤目標達成への強い意志と行動力を持った構想力のある「人材を育成」し、常に切磋琢磨する「組織的活動」を通じて総合力を発揮する。

- ⑥事業を不断に見直し、リスクに対する鋭敏な感覚を養うとともに、スピードをもって成長分野へ資源を投入し、「事業構造の継続的変革」を行う。
 - ⑦コンプライアンス、環境保護など企業の「社会的責任」を常に心がけ、顧客、社員、株主、社会など「ステークホルダー」との関係を緊密に保つ。
- 上記の方針を実行することによって、将来に亘って「躍動感あふれる蝶理グループ」を形成する。

2. コンプライアンス・ポリシーの適用範囲

蝶理グループに属する役員・従業員のみならず、ともに働くすべての人に適用されます。一人ひとりがこのコンプライアンス・ポリシーの内容を理解し、日々の業務に活用してください。

3. コンプライアンス・ポリシーの位置づけ

1) グループ各社のポリシーやルールとの関係

コンプライアンス・ポリシーは、コンプライアンスの観点から蝶理グループ各社の役員・従業員等が共通して遵守すべき代表的な項目を説明したものです。

グループ各社のコンプライアンスに関するポリシーやルールは、このコンプライアンス・ポリシーに基づき、各国の法令や業種等に応じ、より詳細な事項を定めることとなります。

2) 各国法令との関係

蝶理グループはグローバルにビジネスを展開しており、各社の役員・従業員等は多くの国・地域の法令その他の規制を遵守します。

現地の法令や規制が、このコンプライアンス・ポリシーよりも高い要求がある場合は現地の法令や規制を遵守し、低い要求の場合はこのコンプライアンス・ポリシーの基準に従います。

4. グループ各社の役員・従業員等に求められること

グループ各社の役員・従業員等は、次の各事項に取り組みます。

- ①このコンプライアンス・ポリシーの内容を理解し、日々の業務を行います。
コンプライアンスに関して業務上迷うことがあった場合は、まずはこのコンプライアンス・ポリシーに立ち返って考えます。
- ②自らの会社に適用される法令・規則等に従い、高い倫理観を保持します。
- ③コンプライアンスにかかわるどんな小さな問題もおろそかにせず、問題や疑問があれば上長に報告または内部通報制度を利用します。また、何らかの問題が生じた際には、会社が実施する調査等に誠実に協力します。

5. グループ各社のマネジメントに求められること

グループ各社のマネジメントは、上記4に加えて、次の各事項に取り組みます。

- ①コンプライアンスが最優先との明確なメッセージを継続的に発信します。
- ②ビジネス上の利益とコンプライアンスが相反する場合は、マネジメント自らが明確にコンプライアンスが最優先であるとの方針を示します。
- ③部下がこのコンプライアンス・ポリシーの内容を理解し、コンプライアンスを徹底できるようにします。また、そのために必要な教育を行います。
- ④報告を受けたコンプライアンス上の問題については適切に対処します。小さな問題の報告であったとしても、その対応をおろそかにしません。
- ⑤コミュニケーションの行き届いた健全な職場環境を醸成・維持します。

※コンプライアンス・ポリシー違反に対する社内措置

コンプライアンス・ポリシーに違反した結果、各社の就業規則の懲戒規定に該当する場合は懲戒処分の対象になります。特に、悪意や重大な過失によって行われた違反行為は、就業規則に則って厳正に処分（懲戒解雇を含む）されるとともに、会社に経済的損害が発生した場合には損害賠償請求や刑事告訴の対象になることもあります。

第Ⅱ章 コンプライアンス推進体制

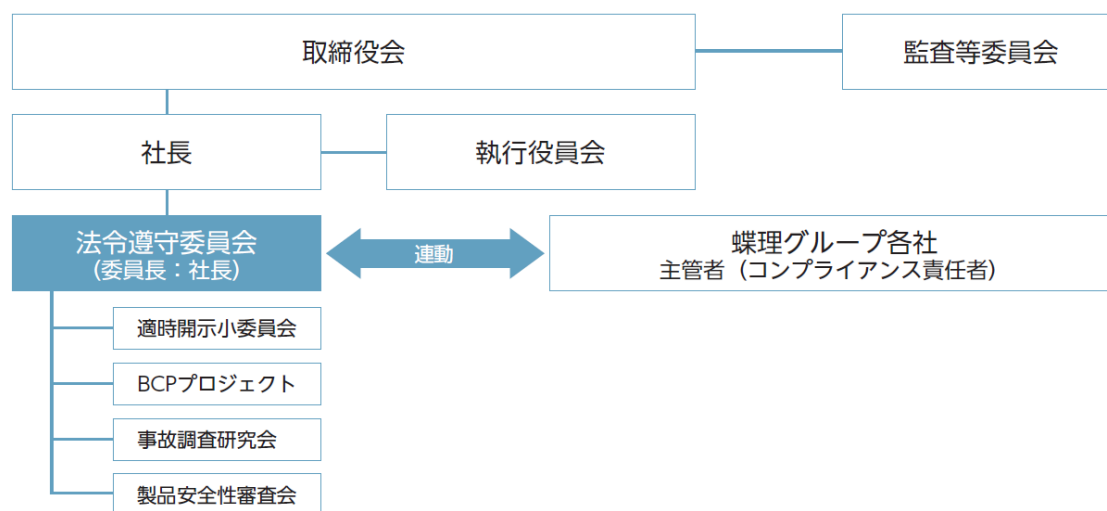
蝶理のコンプライアンス推進体制は、社長を委員長とする「法令遵守委員会」を中心に、各本部や事業部で行う「全社コンプライアンス活動」、役員・従業員等から通報や意見を聞く「内部通報制度」の3つの活動・制度で構成されています。

1. 法令遵守委員会

蝶理では「企業行動指針」をはじめとするコンプライアンス体制に関する規程を制定し、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の行動規範としています。

グループ各社の役員・従業員等へコンプライアンスの周知徹底を図るため、管理系部署が連携して、コンプライアンスに関する研修等を行うとともに、代表取締役社長を委員長とする「法令遵守委員会」にて、蝶理グループのコンプライアンス上の重要な問題を審議し、必要に応じその結果を取締役会および執行役員会に報告しています。

●コンプライアンス推進体制略図



2. CHOI 活における全社コンプライアンス活動

経営が重視するテーマの共有・実現を目的として、「全社改善活動 CHOI 活 (Chori Innovation 活動)」を設置し、あらゆる業務運営の活性化・効率化を推進しています。そのCHOI活の一環として、本部別にコンプライアンス活動を実施しています。

3. 内部通報制度

コンプライアンス違反等の通報・相談窓口として、内部通報制度を設置しています。通報者が内容に応じて社内と社外の窓口を選択できる仕組みや、調査を望まない完全匿名の通報の仕組みを構築しており、通報者が利用しやすい制度としています。



第三章 「蝶理グループ コンプライアンス・ポリシー」

1. 人権尊重および差別・ハラスメントの防止

私たちは、お互いの多様性を尊重し、いかなる差別、人権侵害およびハラスメントも許しません。

- すべての役員・従業員等の人格を尊重し、不当な嫌がらせや差別は行いません。また、役員・従業員等一人ひとりのプライバシーを尊重します。
- 人権侵害をすることがないように、人権に関する国際規範を尊重し、「蝶理グループ人権方針」に則った行動を取ります。

2. 安全保障貿易管理を含む貿易関連法令等の遵守

私たちは、適正な輸出入管理と安全保障貿易管理を徹底し、各種条約および各国の諸法令を遵守します。

- 製品、サービス、機器などの輸出入や外国への提供を行う際は、社内ルールに則り、関連する国の関連法令を遵守し、適正な輸出入管理および安全保障貿易管理を行います。

3. 公正な競争行為

私たちは、いかなる事業活動においても公正に競争し、各国・各地域の公正な取引に関する法令等を遵守します。

- 仕入れ、販売等の活動において、カルテルなどの不正な競争手段による共同行為を行いません。
- 仕入れ、販売等の活動において、顧客、サプライヤー、取引先に対する不公正な取り扱い、その他各国の独占禁止法に違反する行為を行いません。
- 製品やサービスの品質、性能、価格などに関する表示は適正に行い、取引先や利用者に誤解を与えるような表示を行いません。
- 仕入れ、販売、経費の支出を始めとするすべての取引は、法令や会計規則に則り適正に行います。棚卸資産、固定資産等の会社資産は、業務を目的として正しく管理・使用し、保全します。
- 取引先からキックバックを受けたり、自分にとって個人的な利害関係がある相手を取引先として選定したり、当社グループの事業と競合するような事業を実施するなど、利益相反行為を行いません。

4. 贈収賄防止

私たちは、各国・各地域の公務員等や取引先等の事業者との間で贈収賄行為を行いません。

- 国内外の公務員や取引先との間での賄賂の支払いや受け取りをはじめとする、あらゆる形態の贈収賄行為その他の腐敗行為を行いません。
- 政治献金や寄付を実施する場合には、法令や社内ルールを遵守します。

5. 情報管理

私たちは、当社グループおよび取引先の機密情報の漏洩防止のため適切な管理を徹底するとともに、知的財産権に関する法令等を遵守します。

- 業務を通じて知り得た自社および他社の秘密情報については、在籍中はもちろん、退職後も、これを他の目的に流用したり、公開したり、第三者に開示しません。
- 会社の許可なく、会社の文書などの情報を社外に持ち出しません。
- 業務の上で個人情報を取り扱う際には、慎重かつ適切に取り扱います。
- 他者の知的財産権を故意に侵害しないだけでなく、不注意により侵害してしまうことがないように、十分に注意します。

6. インサイダー取引の防止

私たちは、インサイダー取引規制に違反する行為やその疑いを招くような行為を行いません。

- 各国のインサイダー取引規制に反して、会社（蝶理グループであると否とを問いません。）の重要な非公開の情報（「インサイダー情報」）を利用して、上場株式等を売買したり、売買させたりしません。
- 万一、インサイダー情報を知った場合は、社内ルールに則り適切に管理し、その秘密を厳守します。

7. 環境保全

私たちは、地球環境の保全に十分配慮し、事業活動を通じて持続可能な社会の実現を目指します。

- 環境・防災・化学物質関連の法令や、関連する社内ルールを遵守します。
- 企業活動や提供する製品・サービスが地球全体の環境にできる限り負荷を与えないよう最大限の努力をするとともに、生物多様性の保全と持続可能な利用に努めます。

8. 適正な経理処理・税務申告および情報開示

私たちは、適正な経理処理・税務申告を行うとともに、重要な会社情報を適時適切に開示します。

- 経理処理・税務申告は、関係諸法令に基づき、適正に行います。
- 法定開示を遵守し、公正かつ適時適切な情報開示を行うために、IRポリシーに則り情報開示に取り組みます。

9. 反社会的勢力への利益供与の禁止

私たちは、反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度を貫き、一切の利益供与を行いません。

- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力とは、一切関係を持ちません。
- 不明朗な資金の受払いや保管、身代金要求を受けた場合の身代金の支払いを行ったり、マネーロンダリング（資金洗浄）などに協力しません。

10. 製品安全の管理と品質の保証

私たちは、自社の製品・サービスについて、製品安全管理を適切に行い、品質保証に努めます。

- 安全性に関する法令を遵守します。万一問題が生じた場合には、迅速な対応を取ります。
- 品質データは法令や契約等で定められた方法で取得・保管・確認し、品質データの偽装・改ざんは行いません。

以上